

公益社団法人 日本臨床細胞学会

細胞診専門医資格認定試験施行細則

定款細則第11条による細胞診専門医の資格認定試験については、細胞診専門医委員会内に設けた細胞診専門医試験委員会が下記の要領によってこれを行う。

1. 細胞診専門医資格認定試験の実施

- 1) 試験は年1回行う。
- 2) 試験期日、試験地は理事長の定めるところによる。

2. 細胞診専門医試験委員会

- 1) 細胞診専門医試験委員会は委員長、副委員長、委員で構成される。
- 2) 委員長は細胞診専門医委員会にて推薦され、理事会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。任期は2年とし、試験運営をはじめ試験問題の調整や採点など試験全般を統括する。なお、再任を妨げないが、連続2期までとする。
- 3) 副委員長は細胞診専門医委員会から推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は1年とし、委員長の指示のもと、補佐を行う。なお、再任を妨げないが、連続4年までとする。
- 4) 委員は、細胞診専門医委員会にて推薦され、理事長がこれを委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げないが、連続4年までとする。試験問題の作成、試験の実施、採点などを行う。
- 5) 細胞診専門医試験委員会委員の定数は、委員長1名、副委員長6名、委員若干名とする。
- 6) 副委員長および委員の推薦にあたっては、事業の継続性を考慮することが望ましい。

3. 受験資格

受験出願者の資格は、細胞診専門医委員会がそれを審議した後に与えられるが、下記に掲げる条項を満たさなければならない。なお、既に細胞診専門医の資格を有する者は出願できない。

- 1) 医師、歯科医師資格取得後5年以上の者。
- 2) 本法人及び関連学会において細胞診断学の研修を受けた者で、研修期間は本法人で3年間以上を原則とするが、関連学会の専門医については、別に定める。
- 3) 細胞診断学並びに細胞病理学に関する論文3編以上をもち、その内1編は筆頭者であること。発表論文は論文査読制の執られている学術誌で発表していること。なお、日本臨床細胞学会雑誌およびActa Cytologicaに投稿された論文については、論文2編に該当するものとみなす。
- 4) 本法人活動の顕著な実績及び教育委員会の主催するセミナー参加は細胞診専門医委員会の審議を経て論文1編に該当するとみなす。

4. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013年（平成25年）6月2日 一部改定施行。
3. 2013年（平成25年）11月1日 一部改定施行。
4. 2017年（平成29年）11月18日 一部改定施行。
5. 2018年（平成30年）11月17日 一部改定施行。
6. 2019年（平成31年）3月23日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
細胞診専門医資格認定試験実施に関する施行細則

1. 応募期日、試験期日及び試験地

応募期日、試験期日及び試験地は、細胞診専門医試験委員会委員長（以下委員長）の申し出により、理事長がこれを決定し、遅くとも試験日の6カ月前に公示する。

2. 資格審査応募要領及び資格審査手数料

細則に掲げる受験資格を満たすと思われる応募者は学会本部に願書を請求し、必要事項を整え、資格審査手数料を添え所定の期日内に願書を提出しなければならない。

3. 資格審査合格者並びに受験料

受験資格審査合格者は、所定の期日内に受験料を添え申し込み、受験票の交付を受けなければならない。試験の細目については委員長が受験者に通知する。

4. 資格審査手数料及び受験料の返還

原則として、納入した資格審査手数料及び受験料は返還しない。

5. 試験内容の概要

筆記試験、印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験を行う。いずれも細胞診専門医教育研修要綱に準拠した内容である。

1) 出題内容

(1) 筆記試験

細胞診に関するすべての事項が対象となる。

(2) 印刷物による細胞診断試験

細胞診の対象となるすべての領域が対象になる。

出題内容は細胞診断における基礎的問題とし、教育委員会で実施している細胞診断学セミナーで教育される内容を基準として出題される。

(3) 検鏡試験

医師は総合科、歯科医師は歯科口腔領域を選択しなければならない。

2) 解答形式

筆記試験、印刷物による細胞診断試験及び検鏡試験は、原則として解答多肢択一とする。

3) 配点：100点を満点とする

(1) 筆記試験 25点

(2) 印刷物による細胞診断試験 25点

(3) 検鏡試験 50点

4) 合格条件

実地試験の採点は委員長の定める方式による。

筆記試験及び印刷物による細胞診断試験25点以上、検鏡試験30点以上で合計70点を超える者を合格とする。

6. 資格の認定

委員長は、受験者の可否を理事長に報告し、理事長は細胞診専門医の認定を行い、受験者に通知する。

7. 実施要項の変更

本実施要項の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。

2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

3. 平成25年11月1日 一部改定施行。

4. 2017年（平成29年）3月11日 一部改定施行。